

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

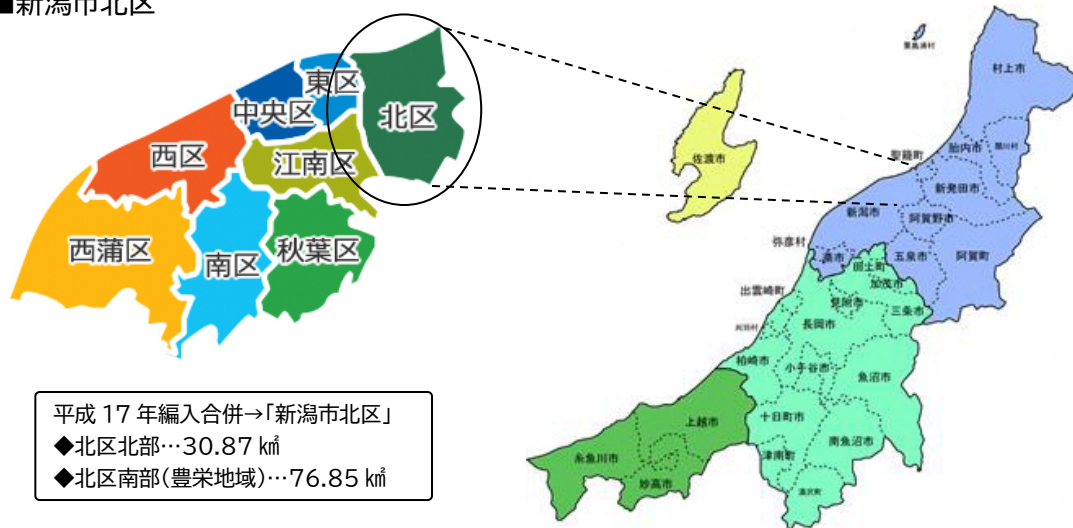
(1) 地域の災害等リスク

1) 地域の概要・立地

新潟県新潟市北区にある当地域は、市域北東部を流れる阿賀野川の右岸側に位置し、東は聖籠町と新発田市、南は阿賀野市に隣接し、北は日本海が広がっている。新潟市は平成17年に旧新潟市域と旧豊栄市域を含む周辺13市町村の合併が行われ、平成19年に政令指定都市となった。北区としては合併前から新潟市域であった北地区（松浜、濁川、南浜地域）と、同合併時に編入された旧豊栄市域（以後、当会の管轄地域として「豊栄地域」と表記する。）で主に構成されており、区役所は豊栄地域に置かれている。豊栄地域は北区の南部分を占め、面積は76.85km²と北区全体（107.72km²※令和6年4月現在）の約71%を有している。

北区の歴史としては、区域の大半が享保15年（1730年）の阿賀野川の松ヶ崎での掘割工事とその翌年の洪水による掘割の阿賀野川本流化によって、広大な干上がり地が生まれ、耕地の開発が進んだことが発端となる。このことを契機に、村落が形成されることで人が集まり、後の中心市街地となる葛塚町が形成され始めた。

■新潟市北区



明治時代以降も加治川の破綻など度重なる大水害に見舞われ、その対策として周辺市町村との協力のもと、新井郷川排水機場が建設され、福島瀉放水路が整備された。当時北蒲原郡西部郷といわれた松ヶ崎浜村・南浜村・濁川村・木崎村・葛塚町・岡方村・長浦村は、昭和の大合併において前者3村は新潟市と合併し、後者4町村は豊栄町（昭和45年市制変更により豊栄市）となった。北区となってからも、豊栄地域は区域が広大であることから、当商工会では旧豊栄市の地区割に準拠し、「葛塚地区」「木崎地区」「岡方地区」「長浦地区」「早通地区」の各々に支部を設置している。

2) 自然条件

当市は、大半が日本屈指の大河川である信濃川と阿賀野川によって形成された沖積低地であり、地質は第4沖積層に属し、粘土、砂、泥炭などから形成されており、軟弱な地盤となっている。

中でも北区は、阿賀野川を境に東区又は江南区と隔てられ、豊栄地域内に存する福島潟は市最東端に位置し、長さ2.4km、幅1.5km、面積1.93km²であり、潟の下流は新井郷川と同分水路の福島潟放水路へ繋がる。

年間の気候の特徴として、12月下旬から2月上旬頃が降雪期となり、1～2月は最も寒い時期で、雪を伴った強い北西の季節風が吹く。4月中旬には桜が開花し、5月中は晴天で暖かい日が多い。6月中旬から梅雨に入り、7月には大雨になることが多く、市内の低地に浸水害をもたらすことがある。8月は日最高気温が30度以上の高温かつ晴天の日が続き、下旬頃からは台風の進路にあたることもあるが、比較的被害は少ない。9月下旬から11月下旬にかけては天候が変わりやすく、北からの寒気の影響で曇りや雨の日もあるが、晴天で比較的温暖な日も多い。11月上旬頃は紅葉が盛りとなり、中旬以降は北西の風が強くなり、天候の変化が激しいしぐれの季節となる。初雪は11月下旬にみられる。

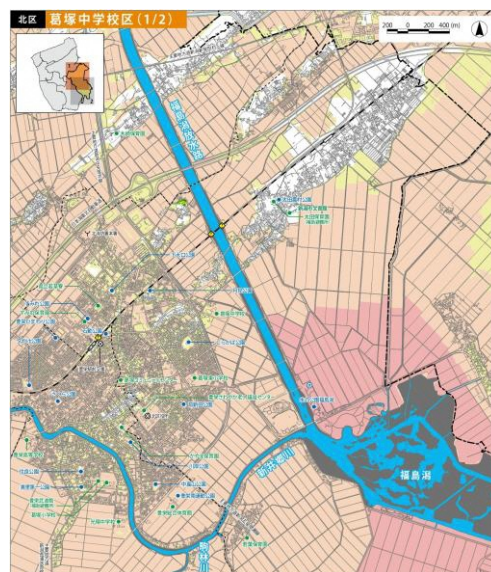
3) 想定される災害等リスク

(洪水：新潟市洪水ハザードマップ)

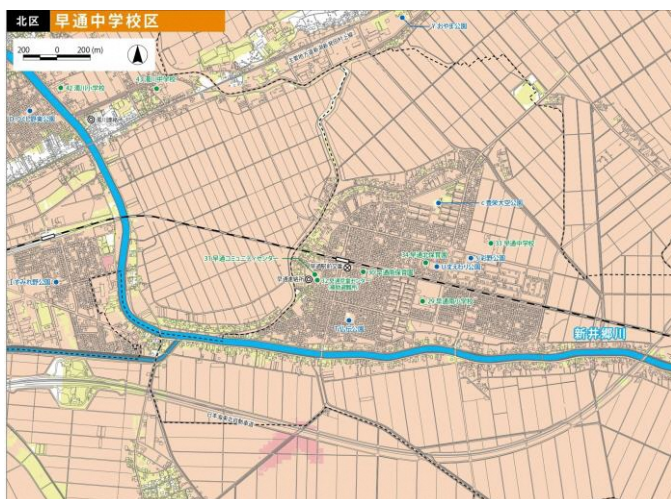
当市のハザードマップによると、豊栄地域は福島潟放水路と新井郷川が縦横断する自然条件もあって、中心市街地を含め事業所や住宅が集積する白新町、嘉山、前新田、柳原、石動地区（以上図①）、早通北、早通南、仏伝、須戸、彩野地区（以上図②）において0.5～3.0mの浸水が予想されている。特に、福島潟付近の新鼻地区の低地全域や、阿賀野川の乱流蛇行により形成された十二潟付近の灰塚、小杉、山飯野地区（以上図③）の一部においては、3.0～5.0mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：新潟市土砂災害ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、福島潟放水路・城山松影橋付近の太田（城山）地区の一部と、建設業が点在する高森（薬師堂）地区の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されている。



【図①：葛塚中学校区洪水・土砂災害ハザードマップ】



【図②：早通中学校区洪水・土砂災害ハザードマップ】

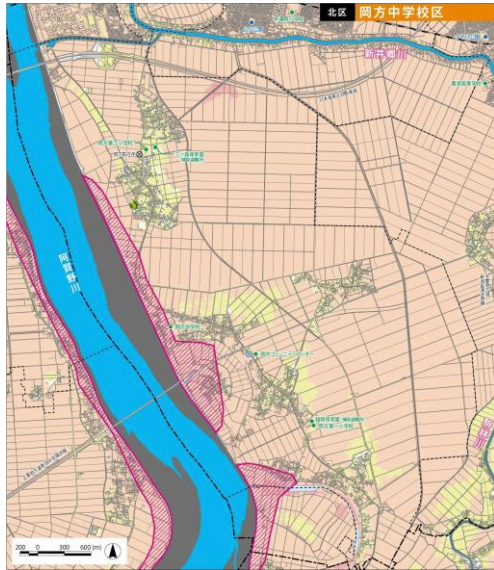
(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26%以下の確率で発生されると言われている（図④）。

(その他)

平成10年8月4日の深夜から早朝にかけて襲来した集中豪雨は、新潟地方気象台観測以来最大の規模となり、日最大1時間降水量97mm、日降水量265mmを記録した。この降雨により市内全域で浸水被害が発生し、旧豊栄市においても167世帯が床上浸水、505世帯が床下浸水の被害に見舞われた。

また、新潟市は県内でも比較的降雪の少ない地域とされていたが、近年は市民生活に支障をきたすほどの極端な大雪になった年もある。平成29年12月から平成30年2月にかけて降雪の多い日が断続的に続き、特に平成30年1月に入ってから市内全域で大雪となり、平均累計降雪量は例年の2.6倍となる313cm、各区の平均最大積雪深は例年の約2倍となる68cm（北区は60cm）を記録した。さらに、令和2年12月末



【図③:岡方中学校区洪水・土砂災害ハザードマップ】

から令和3年2月にかけて降雪の多い日が断続的に続き、特に令和3年1月に入ってから市内全域で大雪となり、各区の平均最大積雪深は90cm（北区は105cm）を記録した。



【図④:J-SHIS「新潟市北区」検索結果】

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、相次ぐ変異株の出現により国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,345人
- ・小規模事業者数 1,171人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	構成比	備考（立地状況等）
商 工 業 者	建設業	370	354	30.2%	管内に広く分散している
	製造業	119	102	8.7%	管内に広く分散している 特に工業団地を有する木崎、 下大谷内地区に多い
	卸売業	33	27	2.3%	管内に広く分散している
	小売業	290	237	20.2%	管内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	130	113	9.7%	管内に広く分散している 特に JR 豊栄駅周辺(白新町) に多い
	サービス業	330	288	24.6%	管内に広く分散している
	その他	73	50	4.3%	管内に広く分散している
合計		1,345	1,171	100.0%	

[出所：豊栄商工会商工業者名簿（令和6年4月1日時点）]

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・新潟市地域防災計画の策定、防災訓練の実施

- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新潟市感染症予防計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・新潟市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。事業者BCPの策定に関する地域全体の取組状況は、未だ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、市、商工団体のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

(2) マンパワー不足

事業者の防災対策が十分に進まない理由として、小規模事業者の人材等の経営資源の不足が挙げられる。とある小規模事業者は、事業所に隣接する河川が豪雨等により氾濫する可能性をはらんでいることを認識しており、事前対策の必要性は理解していても、日々の事業活動に忙殺されていることから、事前対策にまで手が回らない現状がある。

また、商工会側としても平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員も不足している。

(3) 感染症への対策が不十分

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

(1) 小規模事業者へのBCP策定支援の強化

地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。発災後速やかに復興支援策が行えるよう、また、感染症発生時には直ちに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 事前対策・施策の周知

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

平成26年に制定した豊栄商工会危機管理規程や同年に策定した豊栄商工会危機管理マニュアルについて、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市広報、商工会ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマやフェイクニュースに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・平成26年に策定した豊栄商工会危機管理マニュアル（別添）を準用し、必要に応じて内容を随時更新する。

3) 関係団体等との連携

- ・新潟県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・当市と適宜、電話やメール等で支援情報を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と本市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒及び職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、新潟市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と本市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する 等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害の規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有の間隔
発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する。
1ヶ月以降	新たに被害情報を把握した際に共有する。

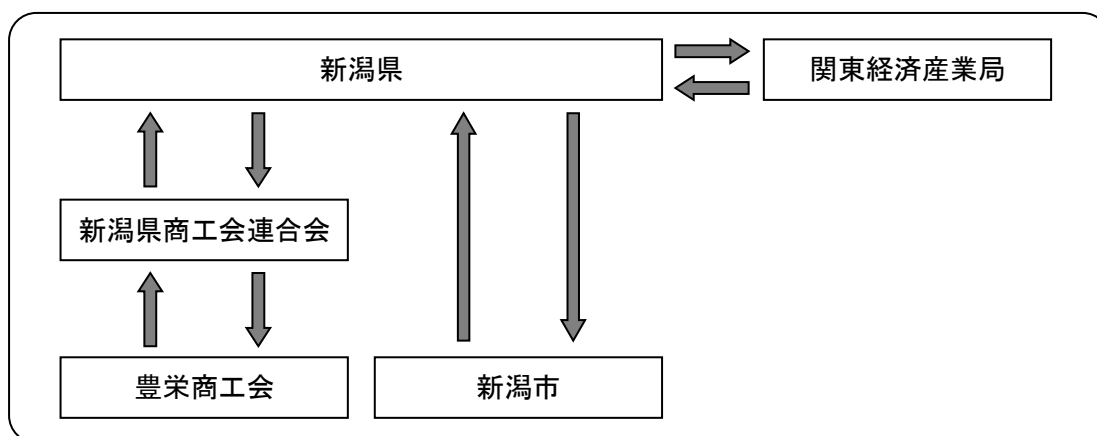
- ・本市で取りまとめた「新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情

報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会より新潟県商工会連合会（以下「県連」と表記する。）を通じて、又は当市より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会より県連を通じて、又は当市より県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、新潟市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。確認にあたっては、豊栄商工会危機管理マニュアルに基づき、エクセルファイル「別紙1 会員等被害状況調査」を用いる。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県連等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、県連を通じて県へ報告する。

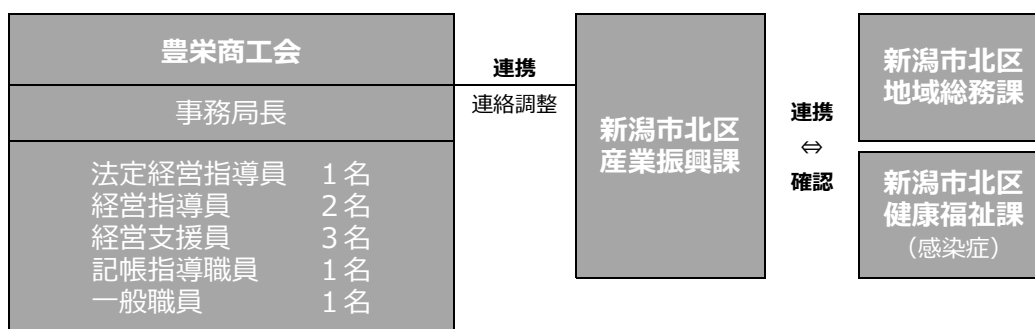
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年10月現在)

- 1 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 石井 誠一（連絡先は後述3（1）参照）

- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- (1) 商工会／商工会議所

豊栄商工会 経営支援室
〒950-3321 新潟県新潟市北区葛塚3348
TEL：025-387-2264 / FAX：025-387-5523
E-mail：toyosci@shinsyoren.or.jp

- (2) 関係市町村

新潟市北区 産業振興課
〒950-3393 新潟県新潟市北区東栄町1-1-14
TEL：025-387-1356 / FAX：025-384-6712
E-mail：sangyo.n@city.niigata.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ・チラシ作成費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新潟市補助金、新潟県補助金、会費・各種手数料等収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし